西宮市子宮頸がん検診実施要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2及び健康増進法施行規則（平成15年4月30日厚生労働省令第86号）第4条の2に基づく健康増進事業として、並びに「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）に定めるがん検診として、子宮頸がん検診を実施し、子宮頸がんの早期発見を図り、健康の保持増進に資することを目的とする。

（対象者及び受診回数）

第２条　西宮市民で当該年度２０歳以上の偶数歳の女性とする。この検診以外の検査によることが望ましい者については、診療を優先とし、受診をさせない。

２　受診回数は、同一者に対して年度に１回とする。

３　その他、市長が認める者。

（実施機関）

第３条　市が委託する医療機関（以下「委託医」という。）および検診機関において実施する。

（検診内容）

第４条　検診の内容は、次のとおりとする。

（１）問診

（２）視診

（３）子宮頸部の細胞診

（４）内診

（検診の委託）

第５条　市は、前条の子宮頸がん検診業務のうち、問診、子宮頸部の細胞診及び内診、結果判定、結果通知及び事後指導、報告等を検診実施機関、委託医、委託検査機関等に委託する。

２　市は、別に定める業務委託契約により委託料を支払う。

（受診方法）

第６条　受診希望者が直接実施機関へ申込み、受診をする。

（検診費用）

第７条　子宮頸がん検診の自己負担金として、集団検診１，０００円、個別検診１，４００円を検診当日に実施機関で徴収する。ただし、次の各号に該当する者は、自己負担金を徴収しないものとし、個別検診の場合には、下記の（２）（３）については、受診前に市に申請し、「無料受診票」の交付を受けた後に受診するものとする。

（１）当該年度７０歳以上の者

（２）生活保護法第１１条第１項に規定する保護を受けている者

（３）市県民税非課税世帯に属する者

（結果通知及び事後指導）

第８条　結果通知は、次のとおりとする。

（１）集団検診の場合、検診実施機関は、検診結果を４週間以内に速やかに受診者に通知し、精密検査を要する者については、精密検査依頼書を検診結果票に

添えて受診勧奨を行う。
（２）個別検診の場合、委託医は、検診結果を４週間以内に受診者に直接説明し、精密検査を要する者については、精密検査依頼書を検診結果票に添えて受診勧奨を行う。
２　市は、精密検査を要する者の受診状況並びに受診結果を把握するとともに、未受診者に対して受診の勧奨に努める。

（精密検査に要する費用）
第９条　精密検査及び治療等に要する費用（保険診療）については、受診者が負担する。

（検診の周知）
第１０条　市は、市政ニュース等により広報及び周知を行う。

（記録の整備及び秘密の保持）
第１１条　検診の記録は、氏名、性別、年齢、住所、検診結果、精密検診の必要性の有無、精密検査の確定診断結果を記録するものとする。
２　この要綱による子宮頸がん検診の実施に従事した者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守するものとし、実施に関して知り得た市民の個人情報を他に漏らしてはならない。

（規定外事項）
第１２条　この要綱に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

付　則
（施行期日）
この要綱は、昭和５５年４月２日から適用する。
（施行期日）
この要綱は、昭和５７年４月１日より適用する。
（施行期日）
この要綱は、昭和５８年２月１日より受診者負担金を納付するものから適用する。
（施行期日）
この要綱は、昭和５９年４月１日より適用する。
（施行期日）
この要綱は、平成２年４月１日より施行する。
（施行期日）
この要綱は、平成７年４月１日より改正して施行する。
（施行期日）
この要綱は、平成８年４月１日より改正して施行する。
（施行期日）
この要綱は、平成１０年４月１日より改正して施行する。
（施行期日）
この要綱は、平成１２年４月１日より改正して施行する。
（施行期日）
この要綱は、平成１４年４月１日より改正して施行する。
（施行期日）
この要綱は、平成１５年４月１日より改正して施行する。
（施行期日）

この要綱は、平成１７年４月１日より改正して施行する。
（施行期日）
この要綱は、平成１８年４月１日より改正して施行する。
（施行期日）
この要綱は、平成２０年４月１日より改正して施行する。
（施行期日）
この要綱は、平成２１年５月１日より改正して施行する。
（施行期日）
この要綱は、平成２７年４月１日より改正して施行する。
（施行期日）
この要綱は、令和４年４月１日より改正して施行する。
（施行期日）
この要綱は、令和５年４月１日より改正して施行する。